

日本前世心理療法協会 会則

総論

前世心理療法の概念と定義

前世心理療法は、川上光正が潜在心理学の研究と実践を通して確立した療法で、前世意識領域にある魂が記憶した前世意識・前世心理及び宇宙意識・宇宙心理を解明・癒し、梵我一如に達することを目的とする。

人が前世で行った行為、生活習慣や人間及び動物への殺傷、逆に殺害され、虐待、暴力被害、さらに宗教・思想などが対立し因果応報となって現世に現れる心身の不調や苦悩・問題行動・パニック・統合失調などを癒す療法である。

前世心理療法の意義は、前世の傷ついた魂を癒し因果を解放することであり、魂を救済し成長させることでもある。前世の魂を癒し成長させることで、魂の意志力が強化され、自己の自我意識や意志力も強くなる。従って、自己変革や自己実現・目標達成が可能となる。

第1章 総則

第1条（名称及び組織）

本組織は、川上光正が創業し提唱する潜在意識・胎内意識・前世意識・宇宙意識を臨床解明し確立した、潜在心理学、胎内心理学、前世心理学及び宇宙心理学を国際的な視野に立ち、死後の世界や生まれ変わり・輪転再生による魂の記憶、前世因果を調査、臨床研究し協力する会員組織である。ソウルチャネラーやメンタルセラピスト、潜在心理療法士、前世心理療法士を養成するための理論と実技を指導・教育する機関でもあり、「日本前世心理療法協会」と称す。以下、本協会とする。

第2条（本部所在地）

本協会は、本部を福岡県福岡市中央区大名2丁目4番5号1階（株）A&A内に置く。

第3条（支部）

支部は日本全国・各地区及び海外に設置できる。

第2章 目的及び事業

第4条（目的）

1. 潜在心理・胎内心理・前世心理・宇宙心理など潜在心理学、胎内心理学、前世心理学及び臨死体験による臨死心理を通して、死後の世界や生まれ変わり・輪転再生による魂が記憶した前世の因果を癒す前世心理療法の臨床による共同研究を行う。
2. 前世・生まれ変わりや死後の世界で魂の記憶を解明し、癒しを援助するソウルチャネラー、メンタルセラピスト及び、潜在心理療法士、前世心理療法士・ソウルヒーラーの養成と資格認定審査を実施する。

第5条（事業）

本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 前世・生まれ変わりなど死後の世界や臨死体験での臨死心理・魂の記憶及び、前世心理セラピーについて研究開発し、前世心理療法のセミナー・ワークショップを行う。
2. 前世意識・前世心理を顕現するために不可欠なクンダリーニーヨガ瞑想のワークショップを企画する。
3. ソウルチャネラー、メンタルセラピスト及び、前世心理療法士・ソウルヒーラーの養成に関しては、ヨガ及び瞑想の実修が不可欠であり、協力施設で実修する。
4. 前世記憶や宇宙記憶を知る方法として前世心理療法・ソウルヒーリング及び、ソウルチャネリングの研修会を開催する。
5. 前世心理療法により前世記憶・宇宙記憶を開発し、その調査結果をレポート及び論文発表するための研究会を開催する。
6. ソウルチャネラー、メンタルセラピスト及び前世心理療法士・ソウルヒーラーの教育と資格認定審査及び認定証の発行を行う。また、資格認定審査には論文の提出が必要となる。
7. その他、本会の目的を達成するための事業を行う。

第3章 会員

第6条（入会資格）

本協会員の入会資格は、前世・生まれ変わり、臨死体験など死後の世界、前世心理・宇宙心理の分析及び癒しについて興味を持つ者であれば、役員会で審査の上、入会を認める。

第7条（会員の種類）

本協会は次の会員からなる。

- (1) 一般会員 [生まれ変わり、臨死体験、前世心理療法に興味ある会員]
- (2) 専門会員 [前世心理療法の指導者及び前世心理療法の実践会員]
- (3) 特別会員 [前世心理療法の学術研究を特別許可された会員]

第8条（役員）

1. 本協会の事業を運営するために次の役員を選任する。

会長	1名
理事長	1名
理事	6名以上
監事	1名
会計	1名
事務局	1名

2. 会長は本協会の会務を統括し円滑に遂行する
3. 理事長は理事が互選し、本会運営の責任者としての任務を果たす。
4. 理事は本協会の事業運営を行う。
5. 監事は本協会の会計を監査する。
6. 会計は本協会の会計責任を負う。
7. 事務局は本協会の事務を統括する。

第9条（役員の任期）

役員任期はすべて4年間とする。但し、重任は妨げない。

第10条（各種資格審査委員会）

資格審査委員は、役員会で選出する。

ソウルチャネラー、メンタルセラピスト及び、前世心理療法士・ソウルヒーラーの認定は資格審査委員会で決定する。

第11条（事務局）

本協会の本部事務局は、A&A内に置く。

理事長は会務遂行のため、事務局長を任命することができる。

第12条（役員会）

1. 本会の組織・運営に関する最終の決定は役員会の議決による。
2. 定期役員会は原則として毎年1回開催する。
3. 臨時役員会は、理事会の決議または、専門会員及び特別会員の過半数の連名による要請があった場合、理事長が召集する。
4. 役員会は役員員の過半数の出席をもって成立する。（委任状を含む）
5. 議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。但し本会の会則変更、解散については、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第13条（賞罰）

1. 会員として本会に多大な貢献をした場合は顕彰を行う。
2. 会員として本会の品位を損なうような行為をした場合は訓戒及び脱会処分を行う。

第14条（運営費）

本会の運営費は、会費、寄付金または補助金によって支弁する。

第15条（会費）

1. 本会の入会金は10,000円とする。年会費は、一般会員1,200円、専門会員12,000円、特別会員6,000円とする。会員は毎月3月末までに次年度の会費を納入する。（※料金は税別）
2. 年次大会、研究会などの経費は主として、その出席会員及び臨時参加者からの特別の会費を別に徴収して充当する。

第16条（会計期間）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。決算報告及び予算案は、役員会において承認、審議、決定される。

<附則>

本会則は、2010年4月1日から施行する。

本会則は、2014年9月20日一部改正する。

本会則は、2015年1月28日一部改正する。